

習志野市環境保全条例施行規則 別表第4 規制基準（悪臭抜粋）

5 悪臭に係る規制基準

左欄に掲げる区域の区分ごとに、中欄及び右欄に掲げる区分ごとの臭気指数とする。なお、気体排出口における許容限度は、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度とする。）

地域の区分	許容限度 工場等敷地境界線における臭気指数	排出水の臭気指数
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	12	28
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域	13	29
工業地域 工業専用地域	14	30

備考

- 1 「臭気指数」とは、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法とする。
- 2 市街化調整区域並びに第1種低層住宅専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項及び同法第8条第1項第1号の規定により定められた区域及び地域をいう。